

支出証拠書
(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所駐車場代 (4 月分)		
年月日	令和3年3月26日~令和 年 月 日	金額	5,000 円

目的	政務活動事務所で使用する駐車場代
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

領 収 証

伊澤通訓事務所様 No. _____

★ 10,000

但 駐車場代

3年 3月26日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)	10,000
	%	消費税額等	
収入 印紙	税率	金額(税抜・税込)	
	%	消費税額等	

アサヒ薬局

静岡市清水旭町5番29号

TEL 52-6514

コクヨ ワケ1097

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会 活動で按分	10,000 円	1/2	5,000 円
		%	

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	しみのかがやき塾会費		
年月日	令和3年6月26日~令和4年1月22日	金額	8152円

会の趣旨・目的	多方面で活躍している人の講話を伺う。
会の活動内容等	年内8回の講演会
政務活動・県政との関連性	講演内容を社会活動の参考にする

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱目	店番	取扱番号
02-12-2123357	A93170005	
取扱店	シス・オケゲンチャウナイ	
払込口座	00830-5	134272
払込金額	*8,000	料金 *152

振替受付票

払込みの証拠となるものですが、お下さし。消費税込額は、消税込額が含まれています。(ゆうちょ銀行)

入金額	*10,152
おつり	*2,000

入金口座: ゆうちょPay
口座の残高確認も可能です!

印紙税申告納付につき廻り
税務署承認済

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	8,152 円	100 %	8,152 円

しみずかがやき塾のあゆみ

・ 主旨 ・

しみずかがやき塾は平成7年(1994年)旧清水市において女性政策の一つとして「男女が共に担う豊かな共同参画社会」を実現するという事で企画されました。市民を対象に生涯学習社会の実現を目指し、幅広い知識・教養の習得の為の講座を行い、地域活動の向上の促進に資することを目的に開講されました。このため本物の講師の生き方に直接ふれることができるよう課題を決め、幅広い分野から講師を決めています。

- (1) 生き方論〈哲学～宗教〉(2) 自然科学〈物理・化学・工学・医学・農学〉(3) 教養・文化自然
 (4) 歴史・文化(5) 暮らしと健康〈笑い〉(6) 地域の課題(7) 芸術・音楽
 (8) 文化・スポーツの8つの分野に割り当てて講師を選定しております。

・ かがやき塾26年のあゆみ ・

期	年度	特記事項
1	1995	しみずかがやき塾創立 初代会長：杉山 正 清水市中央公民館(150名)全3回講座1,000円
2	1996	全10回講座4,000円
3	1997	二代目会長：山下冴子
4	1998	特別公開講座：米良美一
5	1999	清水文化センター 中ホール 会員500名 全10回講座5,000円
9	2003	清水文化センター 大ホール 会員1,200名
10	2004	清水文化センター 大ホール 会員1,500名
11	2005	静岡市との合併によりボランティア組織として継続 特別講座：アグネスチャン 全8回講座5,000円
12	2006	塾生募集は清水区役所生涯学習課
13	2007	事務所を鉄工会館に開設 募集は桜橋郵便局止
14	2008	事務所をヤマダユニア内に移設 事務局の設置
15	2009	事務局長をおく 受講料を振込みとする
16	2010	塾生募集を事務所とする 「実行委員」を「講座ボランティア」とする
17	2011	継続会員制を設ける 三代目会長：宮城島弘正
18	2012	会場をマリナートに移す 8月より6回の講座
19	2013	特別講座：岸 恵子 会費8,000円 講座8回に戻る
20	2014	夫婦割引制度導入(15,000円) 特別講座：フォレスタ ポスター作成
21	2015	入場チケットへバーコード導入
25	2019	創立25周年記念特別琉球芸能公演
26	2020	コロナ禍により講座日延期・講師変更 60分で2回講座(2～4回) 運営委員会と事務局を一本化

第27期 講師陣

講座期間 ● 2021.6.26～2022.1.22

会場 ● 静岡市清水文化会館マリナート 大ホール

講演時間 ● 13:30～15:00(90分) / 開場時間 ● 12:30

第1回

2021年6月26日(土)



(講師)

よし かわ み よ こ
吉川美代子

キャスター・アナウンサー
京都産業大学客員教授

(演題)

安心して暮らすための
地域のコミュニケーション

第5回

10月16日(土)



(講師)

いげ や ゆう じ
池谷祐二

東京大学薬学部教授

(演題)

こきげんな脳
—やる気と笑顔とストレスと—

第2回

7月24日(土)



(講師)

き とろ ひろし
鬼頭 宏

静岡県立大学長

(演題)

人口大減少時代を
どう生きるか?

第6回

11月13日(土)



(講師)

ふじ た ゆみ こ
藤田弓子

女優

(演題)

いつも何かに
ときめいていよう
～生きる勇気と知恵を与えます!～

第3回

8月22日(日)



(講師)

すぎ もと まさ たか
杉本昌隆

公益社団法人日本将棋連盟
棋士8段

(演題)

師匠が語る
藤井聡太という才能

日曜開催

第7回

12月19日(日)



(講師)

つゆ まる こ
露の団 姫

落語家・天台宗僧侶

(演題)

一隅を照らす
～自分の持ち場で一生懸命～

日曜開催

第4回

9月18日(土)



(講師)

おと たば
音 束

音楽演奏団体

(演題)

秋空にはばたく音楽の旅

第8回

2022年1月22日(土)



(講師)

すぎ りょう た ろ う
杉 良太郎

歌手・俳優
厚生労働省・健康行政特別参与

(演題)

福祉・想いのままに

しみずかがやき塾運営事務局

〒424-0835 静岡市清水区上清水町3-19

TEL・FAX 054-353-6700

※事務局員はボランティアの為、事務所に常駐しておりません。ご用の方は留守電又は Fax をご利用下さい。

しみずかがやき塾

塾生募集

一隅を照らす

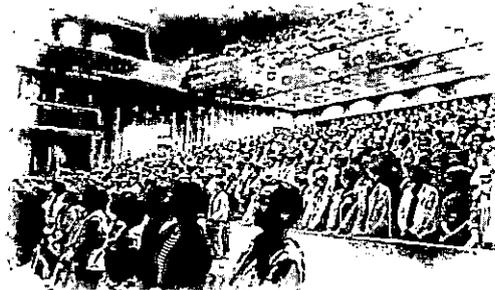
第27期(2021年度・令和3年度) しみずかがやき塾の塾生募集について

第27期の年8回の講座日程及び講師が決定しました。

来期も、吉川美代子氏をはじめ、杉良太郎氏等豪華で多彩なメンバーを予定しています。

しみずかがやき塾は、平成7年に旧清水市にて誕生しました。以来26年の輝かしい歴史を積み重ね、月に1回“学びの日”として各界の第一人者による講座が行われてきました。

是非、あなたのお友達にも声をかけていただき“生涯学習”の一環として、しみずかがやき塾の塾生(会員)となって下さるようご案内いたします。



2019年 開講式

※新型コロナウイルス感染症予防の為、主催者側は対策をきちんと講じます。塾生の皆さまは、マスク着用、手指消毒、検温等を実施し来場して下さい。

塾生募集要項

- 1) 募集人数 …… 1,500名(継続会員・新規会員含む)
- 2) 募集方法 …… ・振込み用紙に必要事項記入の上、1人:8,000円
夫婦の場合は15,000円をお振込み下さい
・その際、必ず継続会員か新規会員かを明記して下さい
・振込先:しみずかがやき塾 00830-5-134272
- 3) 募集期間 …… 2020年11月16日(月)~2021年2月20日(土)まで
※ただし、定員に達し次第締め切ります
※期間中の月・水・金曜日10:00~12:00電話対応します
- 4) チケット(入場券)発送 …… 2021年3月末の予定



ジュディ・オング (2016.6.11)



鎌田 實 (2020.1.19)



美輪明宏 (2014.8.29)

輝かしい講師陣



草野 仁 (2013.6.22)



フォレスタ (2014.3.12)



岸 恵子 (2013.2.18 特別講座)

振込み用紙の記入の仕方

個人用

00		払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
08305		134272		08000	
しみずかがやき塾		料		号	
振込先		振込先		振込先	
振込金額		振込金額		振込金額	
振込日		振込日		振込日	
振込人		振込人		振込人	
振込印		振込印		振込印	

夫婦用

00		払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
08305		134272		15000	
しみずかがやき塾		料		号	
振込先		振込先		振込先	
振込金額		振込金額		振込金額	
振込日		振込日		振込日	
振込人		振込人		振込人	
振込印		振込印		振込印	

- ※ 振込み用紙は郵便局の窓口にあります。
- ※ ①〒・住所 ②氏名(ふりがな) ③性別 ④年令 ⑤電話番号 を必ず記入して下さい。
- ※ 振込み後、来期の"講座案内"を送ります。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報誌</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	サーバ費用 (ホームページ用)		
年月日	令和3年4月1日~令和3年11月30日	金額	33,880円

目的	ホームページ掲載のため
使途	使用料
政務活動・ 県政との 関連性	県政のPR.内題提起もく県政と県民の 接点として

《領収書貼付枠》

ご利用明細 スルガ銀行 SURUGA bank
 ご来店ありがとうございます。お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

お取引内容	ご利用年月日	ご利用時間
振込	021028	11:01
お取引店	お取引金額	
0700	*50,160	
ATM番号	お取引内取 手数料	
0030	0000 *660	
お取引番号	お取引内取 手数料	
0507	00000000	
説明コード	お取引種元帳簿高	

三菱UFJ銀行
 横浜西口支店
 口座番号 普通 5189475
 受取人名 カケイ デイデー アイウ
 エフ コミュニケーションズ 様

依頼人名 012009153925ナカサ
 ミチノリ 様
 電話番号 054-352-5641
 CD手数料 *0

契約期間：2020年12月1日～2021年11月30日
 今回の請求は 2021年4月～11月の8ヶ月分
 $50820^{\text{円}} \times \frac{8}{12} = 33880^{\text{円}}$

* 2020年12月～2021年3月の4ヶ月分は
 充当済み

2年10月 整理番号 10-22 参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	33,880 円	100 %	33,880 円

整理番号 10-22

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキ

支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報費</u> ・要請等経費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	サーバー費用(ホームページ用)		
年月日	令和2年10月28日~令和	年月日	金額 16940円

目的	ホームページ制作費・掲載をため
使途	使用料
政務活動・ 県政との 関連性	県政のPR・問題提起し 県政と県民を結ぶため

ご利用明細 スルガ銀行
SURUGAbank
ご来店ありがとうございます。
お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

お取引内容	ご利用年月日	ご利用時間
振込	021028	11:01
お取引店	お取引金額	
0700	*50,160	
A T M番号	お取引内容	手数料
0030	00000	*660
お取引店	お取引内容	
0507	00000	
説明コード	お取引元帳用	

三菱UFJ銀行 横浜西口支店 口座番号 普通 5189475 受取人名 カケイデーアイアイ様 エフコミュニケーションズ様		
依頼人名 012009153925ナカサ ウミナリ様 電話番号 054-352-5641 CD手数料 *0		

50160
+ 660

50820
(12月~3月 4ヶ月分)
 $50820 \times \frac{4}{12} = 16939.9$
 ≈ 16940

残 33880円は
4月以降に

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	16,940円	100%	16,940円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 424-0821

静岡県静岡市清水区相生町7-26

中沢みちのり事務所

中沢 通訓 様

株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ

〒107-0062

東京都港区南青山2-26-1 南青山プライトスクエア10階

Tel:0120-577-399 Fax:03-6756-9621

お問い合わせ先 E-mail:accounting@cp.ad.jp



請求書

下記のとおりご請求申し上げます【電子決済(クレジットカード・pay-easy)】、【銀行振込】いずれかの方法でお支払いください。
ご不明な点がございましたら、メール(accounting@cp.ad.jp)にてご連絡ください。

請求書番号 012009153925	ご請求金額 ¥50,160	お支払期限 2020年11月10日
-----------------------	------------------	----------------------

【電子決済(クレジットカード・pay-easy)】

マイページ(<https://login.cpi.ad.jp/login.php>)にログイン後、請求一覧画面の<決済方法選択>ボタンからお手続きください。

【銀行振込】

■振込先:三菱UFJ銀行 横浜西口支店 普通 5189475 株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ カ)ケイディーディーアイウェブコミュニケーションズ
※振込手数料はお客様でご負担ください。

○振込名義が請求先登録名と異なる、同額請求が複数ある、複数の請求を合算でお振込みいただくなどの場合は「お振込み前に」
マイページの請求一覧画面の<振込明細フォームへ>ボタン、またはCPIホームページ<振込明細フォーム>
(<https://www.cpi.ad.jp/payment-form/>)より、お支払い内容に関する情報をご連絡ください。

ご請求内訳

ドメイン名: nakazawa-m.com

ご契約期間:2020年12月01日~ 2021年11月30日

サービス名	請求対象期間	*単価*	数量*	契約期間	金額*
サーバー費用	2020年12月01日 ~ 2021年11月30日	¥3,800	1	12	¥45,600
◎クラウドプラン(10/12ヶ月)					
<小計>					¥45,600
消費税額(10%)					¥4,560
<合計>					¥50,160

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広告費</u> ・郵便情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ドメイン維持費		
年月日	令和 年 月 日	~ 令和 年 月 日	金額 2182 円

目的	ドメイン維持 (ホームページ掲載のため)
使途	維持費
政務活動・ 県政との 関連性	情報受信に必要 な様々な情報収集

《領収書貼付枠》

ご利用明細 **スルガ銀行**
SURUGA bank
ご来店ありがとうございます。
お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

$$3740 \times \frac{7}{12} \div 2182 \text{ 円}$$

契約期間: 2020年11月9日 ~ 2021年11月8日

今回の請求は 2021年4月1日 ~ 11月8日の7ヶ月分

* 2020年11月9日 ~ 2021年3月31日の5ヶ月分は
充当済み

2 年 9 月 整理番号 9-11 参照

お取引内容	ご利用年月日	ご利用時間
振込	020929	10:13
お取引店		
0700	*3,300	
A T M 番号	お取引口座	手数料
0030	000000	*440
お取引番号	お取引口座	
0077	0000000000	
説明コード	お取引種別	

三菱UFJ銀行 横浜西口支店 口座番号 普通 5189475 受取人名 カケイ デイ アイ アイ エフ コミュニケーションズ 様		
依頼人名 012009019477 カケイ ミチノリ 様		
電話番号 054-352-5641		
CD手数料 *0		

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,182 円	100 %	2,182 円

全て政務活動にかかるものである。

〒 424-0821
静岡県静岡市清水区相生町7-26

中沢みちのり事務所

中沢通訓 様

株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ
〒107-0062
東京都港区南青山2-26-1 南青山プライトスクエア10階
Tel:0120-577-399 Fax:03-6756-9621
お問い合わせ先 E-mail:accounting@cpi.ad.jp



請求書

下記のとおりご請求申し上げます【電子決済(クレジットカード・pay-easy)】、【銀行振込】いずれかの方法でお支払いください。

ご不明な点がございましたら、メール(accounting@cpi.ad.jp)にてご連絡ください。

請求書番号 012009019477	ご請求金額 ¥3,300	お支払期限 2020年10月8日
-----------------------	-----------------	---------------------

【電子決済(クレジットカード・pay-easy)】

マイページ(<https://login.cpi.ad.jp/login.php>)にログイン後、請求一覧画面の<決済方法選択>ボタンからお手続きください。

【銀行振込】

■振込先:三菱UFJ銀行 横浜西口支店 普通 5189475 株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ カ)ケイディーディーアイウェブコミュニケーションズ
※振込手数料はお客様でご負担ください。

○振込名義が請求先登録名と異なる、同額請求が複数ある、複数の請求を合算でお振込みいただくなどの場合は「お振込み前に」マイページの請求一覧画面の<振込明細フォームへ>ボタン、またはCPIホームページ<振込明細フォーム>(<https://www.cpi.ad.jp/payment-form/>)より、お支払い内容に関する情報をご確認ください。

ご請求内訳

ドメイン名: nakazawa-m.com
ご契約期間:2020年11月09日～ 2021年11月08日

サービス名	請求対象期間	単価	数量	金額
ドメイン維持費	2020年11月09日～ 2021年11月08日	¥3,000	1	¥3,000
<小計>				¥3,000
消費税額(10%)				¥300
<合計>				¥3,300

整理番号 9-11

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者
----	-------	----	-------	----	-------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・郵便情報等経費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ドメイン維持費 (9/29支払)		
年月日	令和2年11月9日~令和3年3月31日	金額	1558 円

目的	ドメイン維持 (ホームページ掲載のため)
使途	維持費
政務活動・ 県政との 関連性	情報受発信に必要 広範な情報収集

《領 ご利用明細 スルガ銀行 SURUGA bank
ご来店ありがとうございます。お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

お取引内容	ご利用年月日	ご利用時間
振込	020929	10:13
お取引店	お取引金額	
0700	*3,300	
ATM番号	お取引内取	手数料
0030	0000	*440
お取引番号	お取引内取	
0077	00000000	
説明コード	お取引元振振高	

三菱UFJ銀行 横浜西口支店 口座番号 普通 5189475 受取人名 カケイテ イデー アイウ エフ コミュニケーションズ 様		
依頼人名 012009019477 ナカ サワ ミチリ 様 電話番号 054-352-5641 CD手数料 *0		

$$3300 + 440 = 3740$$

(5ヶ月分)

$$3740 \times \frac{5}{12} = 1558$$

(残 2,182円は
令和3年4月以降)

* 契約期間 2020年11月9日~2021年11月8日のうち、
2021年3月までの5ヶ月分(1,558円)を充当する。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,558 円	100 %	1558 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	ボーイスカウト三清水市8団育成会登録費		
年月日	令和3年3月2日~令和	年月日	金額 10,110円

会の趣旨・目的	ボーイスカウト三清水市を支援し青少年教育の向上をめざす。
会の活動内容等	スカウト活動に必要な経費や資材・用具等を調達し、子供たちが楽しく活動できるよう全面的な支援を行う
政務活動・県政との関連性	次代を育てるためにはBS連帯は、有意義なものである。

《領収書貼付枠》

しみずキャッシュサービスご利用明細票

いつも清水銀行をご利用いただきありがとうございます。ただし、お取引いただいた明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめください。

お取引内容	お取引日	お取引時刻
現金予約	03-03-12	16:01
お取引店 機番	処理番号	お取引できる場合
00	280097	
お取引銀行	科目	口座番号
おつり	お取引金額	
¥40	¥10,000	
ご利用手数料	お取引後残高	
¥110		

清水銀行 駒越支店 211399 様
 普通 日本ボーイスカウト三清水市 様
 ナカサキワヅミサカ 様
 054-352-5641
 印刷番号 00000000000000000000
 清水市 清水市 清水市
 清水市 清水市 清水市
 清水市 清水市 清水市

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,110 円	/	10,110 円
		100 %	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購読 (季刊地域 定期購読)		
年月日	令和3年1月12日～	年 月 日	金額 3,772 円

目的	農山漁村の畜産活動の資料として
使途	年4回の冊子発行 (2021年春号(5月)から)
政務活動・ 県政との 関連性	農山漁村の文化活動を促すことにより 県政に反映する

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
03-01-1223357	03-01-1223357	A93120007	払込みの証拠となるものを大切に保存し ら大切に保管し 料金には、消費税 積等が含まれて います。 (ゆうちょ銀行)
取扱店	ストアカウンチャウナイ		
払込口座	00140-8	880001	
払込金額	*3,772		料金
	*0		
入金額	*10,110		
おつり	*6,338		

スマホ決済アプリ ゆうちょよPay
口座の残高確認も可能です!

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	3,772 円	/	3,772 円
		100 %	



季刊地域
季刊地域 定期購読申込み(2021年春号から)

ゆるがぬ暮らし

著者 農文協 編

定価 3,772円 (税込)

ISBNコード 540tiiki

発行日 2010/03

出版 農山漁村文化協会(農文協)

判型/頁数 B5 150ページ

在庫 あり

ツイート

いいね! 1

買い物かごに入れる

この本のジャンル

→ [農文協 公開書誌](#) >> [雑誌](#) >> [地域](#) >> [季刊地域](#)

→ [農文協 公開書誌](#) >> [雑誌](#) >> [農業](#) >> [増刊現代農業](#)

● 解説

「増刊現代農業」「農村文化運動」「21世紀の日本を考える」の3誌が一緒になって新創刊!

定年帰農・半農半X・地元学・グリーンツーリズム・直売所・食の文化祭・鳴子の米プロジェクト・弁当の日.....閉塞する「いま」(近代)という時代と抗し、時代をつき抜けて、光り輝く人や家族の生き方、地域のあり方を発信し続け、脱産業社会・脱中央集権社会・脱格差社会・脱グローバル化社会の「希望」を提示してきた「増刊現代農業」。故・藤本敏夫氏(農事組合法人・鴨川自然王国国王)が「いつも時代の一步先、二歩先を行く」と絶賛していた「人と自然、食と農、家族と地域の思想・文化運動誌」。

[季刊地域ホームページ](#)

● 解説 (詳細)

■本誌は、現代農業増刊号として、春・5月増刊、夏・8月増刊、秋・11月増刊、冬・2月増刊、以上年間4冊発行します。(発売日は表示月の前月5日です)1部943円(送料120円)、年間購読料は、3,772円(前納一括払いで送料サービス)です。

■年間購読料のお支払いについて

本誌のお支払いは一年ごとの前払いをお願いしております。支払月についてのご希望がある場合はご相談ください。前払いの方には送料をサービスさせていただきます。

●郵便振替をご利用の場合

初号に同封の振替用紙でをお使いください。振り込み手数料はかかりません。初号到着から2週間以内にご送金くださると幸甚に存じます。

●農協や銀行・郵便局での口座からのお引落しの場合

口座引落しでの手続きをいただきました方には、登録手続きが完了した翌月に、一年分の誌代3,704円のお引落しをさせていただきます。引落しの期日は毎月23日となります(祝祭日のときはその後の営業日)。口座へのご準備をお願い申し上げます。

●継続・中止手続きについて

本誌の定期購読では、あらかじめ購読終了時期を決めておりません。

誌代がちょうど切れます号に、継続のお願いとご送金のお願いの文書をお入れいたします。2年目以降のご購読を中止されるときは、下記の農文協電算センターまでご連絡ください。

(一社)農山漁村文化協会 電算センター

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-379-5 安藤恒産ビル3階

FAX:048-642-8085・電話:048-642-8084

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費 研修費		
内 容	清水障害者サポーターセミナーと会費		
年 月 日	令和3年4月5日~令和	年 月 日	金額 3,152 円

会の趣旨・目的	在宅障害者の生活支援を目的とする団体
会の活動内容等	①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ②まちづくりの推進を図る活動 ③人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ④子どもの健全育成を図る活動 ⑤情報化社会の発展を図る活動
政務活動・県政との関連性	在宅障害者の生活実態を把握し 県政に反映する

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
03-04-0523362	A93190004	
取扱店	シス・アイ	
払込口座	00850-0 121994	
払込金額	*3,000	料金 *152

振替受付票

払込みの証拠となるものは、必ず大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)

入金額	*3,202
おつり	*50

中澤通訓

ママホ決済アプリ・ゆうちょよPay 口座の残高確認も可能！

印紙税申告納付につき廻町税務署承認済

※ 添付書類：(団体の会則) 事業概要・その他 ()

案分の理由 全て政務活動にかかるものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,152 円	100 %	3,152 円

令和3年3月吉日

中澤 通訓 様

特定非営利活動法人
清水障害者サポートセンターそら
理事長 山本 忠広

法人会員継続（年会費の納入）のお願い

日頃より当法人の活動に多大なご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。皆様のお蔭で本年度も順調に事業運営できておりますことも合わせてご報告させていただきます。

さて、本年度に引き続き、令和3年度も法人会員の継続をお願い致します。書中にてのご案内で失礼とは存じますが、ご協力のほど宜しくお願いします。

※マーカーで印された所が現在の会員区分と前回の会費納入方法になります。

また、年会費の納入は4月中にお願いします。

現在の 会員区分 と年会費	<input checked="" type="checkbox"/> 正会員 3,000円・・・会員総会に参加（議決権を有する）する個人 <input type="checkbox"/> 賛助会員 3,000円・・・法人の理念に賛同し協力する個人 <input type="checkbox"/> 賛助団体会員 10,000円・・・法人の理念に賛同し協力する団体（法人）
郵便振込	00850-0-121994 清水障害者サポートセンターそら ※お振込の場合、依頼者名はご利用者様のお名前でご記入ください。 ※3月分のご利用料がある方は、ご利用料と共にご入金ください。
銀行振込	清水銀行堂林支店 普通 2194896 特定非営利活動法人 清水障害者サポートセンターそら 理事長山本忠広 ※お振込の場合、依頼者名はご利用者様のお名前でご記入ください。
口座引落	引落日は4月26日（月）になります。 ※ご利用料の口座引落をご契約頂いている方は年会費口座引落となります。
持 参	平日9時から16時の間で法人事務所までお持ちください。 ※3月分のご利用料がある方は、ご利用料と一緒に持ちください。

※会員区分の変更や退会、その他ご不明な点がございましたらご連絡ください。

お問合せ先：054-366-8000

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 清水障害者サポートセンターそら（以下「法人」という。）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害児・者及び介護を必要とする方々とその家族に、総合的な福祉サービスを提供していくことにより、地域社会で自立し、心豊かに生活できるよう援助することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の活動を総合的に行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 会員制による有料介助者派遣及び福祉有償運送の事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく委託相談支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉

サービス事業

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者移動支援事業
- (6) 介護保険法に基づく訪問事業
- (7) 介護保険法に基づく第1号訪問事業
- (8) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (9) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (10) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (11) その他、この法人の目的を達成するための事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会手続きを完了した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会手続きを完了した個人及び団体

(会員の入会)

第7条 この法人の会員として入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長へ申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって、入会申込書に記入してある本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において定めた年会費を法人に納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 この法人の会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が退会届を提出又は退会の意思を理事長へ伝達したとき
- (2) 会員本人が死亡し、又は、会員である団体が消滅したとき
- (3) 年会費を継続して1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(会員の退会)

第10条 会員は、理事長に対し、退会届の提出又は退会の意思を伝達することで、任意に退会することができる。

(会員の除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款及び各種法令等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 この法人は、すでに納入された会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上
- (3) 理事(理事長及び副理事長を含む) 5人以上
- (4) 監事 2人以上

(役員を選任等)

第14条 この法人の理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により決定する。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(役員職務)

第15条 この法人の理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期等)

- 第16条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(役員欠員補充)

- 第17条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

- 第18条 この法人の役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員報酬)

- 第19条 この法人の役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 この法人の役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 この法人の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 この法人の総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、並びに職務
- (6) 会員の除名
- (7) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 この法人の通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(総会の招集)

第24条 この法人の総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 この法人の総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 この法人の総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 この法人の総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、総会出席者の 3 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第 28 条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条及び第 29 条第 2 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 この法人の総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面等表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に係らず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した

議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 この法人の理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 この法人の理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び予算の決定並びにその変更
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 役員報酬
- (5) 年会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 この法人の理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から理事会の招集請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 この法人の理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 この法人の理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 この法人の理事会は、出席理事の総数が理事総数の2分の1以上なければ開催することができない。

(理事会の議決)

第36条 この法人の理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合にはこの限りではない。

2 理事会の議事は、出席者総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 この法人の理事会における各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第32条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出欠したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第38条 この法人の理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあたってはその数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上の記名押印又は署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算を変更することができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を経たうえで、総会において議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続きの開始
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理する事務局については、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第56条 この法人の定款を施行するに関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の会費は、第6条第4項及び第48条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 一般会費(年額)	個人	1,000円
(2) 賛助会費(年額)	個人	3,000円
	団体	10,000円
(3) ホットハート会費(年額)	個人	2,000円
- 3 本会の設立当初の役員は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員

名簿のとおりとし、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成15年5月31日までとする。

4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 本会の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成14年3月31日までとする。

附則

第5条における事業の追加は、平成15年9月2日より施行する。

附則

第2条における事業所所在地の変更及び第5条における事業の追加は、平成18年9月6日より施行する。

附則

第5条における事業の追加は、平成18年11月20日より施行する。

附則

第16条における役員の任期等における変更は、平成20年9月10日より施行する。

附則

法人定款における全面改定は平成24年10月30日より施行する。

附則

第5条における事業内容に改定については、平成25年8月22日より施行する。

附則

第22条総会権能・第31条理事会権能の変更、第30条字句訂正、第39条・第40条・第45条・第46条の法改正に伴う変更は、平成26年8月7日より施行する。

附則

第5条の事業内容の改定、第9条の会員の資格の喪失及び第10条の会員の退会、第54条の公告の方法における変更は、平成30年8月21日より施行する。

別紙

特定非営利活動法人清水障害者サポートセンターそら

設立当初の役員名簿

役職名	氏名
理事長	土屋 博義
副理事長	
副理事長	
理事	
監事	
監事	

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO「森は海の恋人」会費		
年月日	令和3年4月5日~令和	年月日	金額 10,152 円

会の趣旨・目的	海の産物は流入する河川に入り、周辺の森林により豊かになつていくことを目的とする。
会の活動内容等	会報 発行の地 気仙沼周辺の山への植樹
政務活動・県政との関連性	海産物は流入する河川に流入し豊かになつていく。それが県内近海に広がる。恩恵を普及したいもの。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
03-04-0523362		A93190003
取扱店	シミスターアイ	
払込口座	02200-7	108553
払込金額	*10,000	
料金額	*152	

振替受付票
払込みの証拠となるものに保存し、大切に保管して下さい。
料金は、消費税率等が含まれています。
(ゆづりちよ銀行)

入金額 *10,152
おつり *0

スマホ決済アプリ ゆうちょよPay
口座の残高確認も可能です！

印紙税申告納付につき廻町
税務署承認済

※ 添付書類: (団体の会則)・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,152 円	/	10,152 円
		100 %	

特定非営利活動法人 森は海の恋人 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 森は海の恋人という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県気仙沼市唐桑町西舞根 133 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三陸牡蠣養殖の主要地である気仙沼湾とそこに注ぐ二級河川である大川を舞台とし、「森は海の恋人」の理念のもとに、森・川・海の流域全体を一つの共同体としてとらえ、豊饒な海の恵みを将来に渡って多くの人々が享受できるように、森づくり・環境教育・自然環境保全に関する三つの事業を国内外の団体と協力しながら行い、人と自然が調和した豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 森づくりに関する事業
 - ② 自然環境の保全に関する事業
 - ③ 環境教育に関する事業
 - ④ 国内外の団体との交流を促進する事業
 - ⑤ 前述の各事業に関する情報を提供する事業
 - ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体のうち、法人の運営及び事業に参加するもの。総会における議決権を有する。
- (2) 賛助会員 この法人を支援する目的で入会した個人及び団体。総会における議決権を有しない。
- (3) その他の会員

2 前項第3号に定める会員に関する規定は、総会で別に定める。

(入会)

第7条 この法人に会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、(理事長があらかじめ指名した順序によって、)その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 事務局の組織等に関する事項
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、副理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て決定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	島山重篤
副理事長	
理事	
理事	
理事	
理事	
監事	

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から22年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員「年会費」
 - ・ 個人 10,000円
 - ・ 団体 50,000円
 - (2) 賛助会員「年会費」
 - ・ 個人 3,000円
 - ・ 団体 30,000円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務用品代 (ノート、筆記用具、電卓等)		
年月日	令和 3 年 4 月 21 日 ~ 令和 年 月 日	金額	5,793 円

目的	政務活動に使用する事務用品
用途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

振替払込請求書 振替払込兼受領証 加入者番号 00180-9-901139		ウェルネット株式会社(カウネット) <small>カウネット田舎販売店・株式会社カラ</small>	金額 千 百 十 万 千 百 十 円 5 7 9 3
住所非表示 中澤通訓事務所 様		ご請求年月: 2021年03月度 請求書番号: 55041321 ロンビニ取扱店控え	日 附 印 03-04-21 清水相生 郵便局 (23362) N94260003

切り取りなおしでお出しください。

この受領証は、大切に保管してください。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	5,793 円	/	5,793 円
		100 %	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	光熱水費 (電気代 <u>水道代</u>)		
年月日	令和3年4月16日	～令和 年 月 日	金額 2,045円

目的	政務活動事務所で使用する光熱水費																										
使途	—																										
政務活動・ 県政との 関連性	—																										
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>17</td><td>03-04-05</td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>03-04-05</td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>03-04-05</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>03-04-05</td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>03-04-05</td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>03-04-16</td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>03-04-16</td><td>ラスオカシストウ 4,090</td></tr> <tr><td>24</td><td>03-04-26</td><td></td></tr> </table>				17	03-04-05		18	03-04-05		19	03-04-05		20	03-04-05		21	03-04-05		22	03-04-16		23	03-04-16	ラスオカシストウ 4,090	24	03-04-26	
17	03-04-05																										
18	03-04-05																										
19	03-04-05																										
20	03-04-05																										
21	03-04-05																										
22	03-04-16																										
23	03-04-16	ラスオカシストウ 4,090																									
24	03-04-26																										

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	4,090円	1/2 %	2,045円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	異業種企業交流「白雲会」会費		
年月日	令和3年4月26日	～令和 年 月 日	金額 30,330 円

会の趣旨・目的	会員の物心両面にわたる進展と資質向上及び地域社会のより良き発展を願い、異業種との交流を図り、それぞれの人格を磨くための講演会、セミナー等を催しマネジメントとしての人間造りを目的とする。
会の活動内容等	①定例会 ②研修会の開催 ③企業交流会の開催 他
政務活動・県政との関連性	異業種間交流による研修会を通じて県政における問題点を聴取し、今後の県政施策の改善に役立てる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細

静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	124
03/04/26		
銀行番号	店番号	科目
		口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0141	お引出し	¥30,000
お取扱枚数	残高	
	おつり	残高
	***	***
キャッシング	手数料	時刻
	¥330	10190048

スズキオカ
モーター
普通 0269931
イキョウソコウリコウ アクウンカイ 様
ナカサワ ミチノリ 様
TEL054-352-5641

06.520.38 (裏面もご覧ください)

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	30,330 円	100 %	30,330 円

白 雲 会 ・ 会 則

第1条 名称及び事務局

本会は白雲会と称し本部を静岡市駿河区広野4-30-6に置き、事務局を随時設置する。

第2条 目的

本会は参加する会員の物心両面にわたる進展と資質の向上及び地域社会のより良き発展を願い、会員相互の親睦と体力の維持を軸とし、更に異業種との交流を図り、それぞれの人格を磨くため講演会、セミナー等を催しマネジメントとしての人間造りを目的とする。

第3条 組織

① 会員

本会の目的に賛同する企業及び個人で、役員会で有資格者と認められたもの。

② 新入会員

新入会員の承認は、4月、10月の年2回とする。

③ 役員

本会に次の役員を置く事が出来る。

・会長1名・副会長1名・幹事若干名・会計若干名・監査1名、なお必要に応じ相談役を置く事が出来る。

④ 役員の選出及び任期

役員の選出は役員会の推薦により、総会で承認を得るものとし、任期は2年とする。但し再任を妨げない。

⑤ 退会（会員資格の喪失）

本人の届出、又は会則に違反した場合、役員会の審議による。

第4条 経費及び会計年度

① 会費

本会の運営経費は会費をもってこれに当てる。会費は企業及び個人一単位につき基本1口（1年間）30,000円とする。

途中入会の方は、入会承認が4月、10月のためそれまではビジターとする。（会費は当日の実費を徴収する）

② 会計年度

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第5条 事業

本会の目的を遂行するため次の事業を行う。

① 定例会

偶数月を基本とするが、他の事業と重複しての開催もある。

② 研修会の開催

全会員参加による経済、行政に関する講演会及び情報交換会（不定期）

③ 企業交流会の開催

各企業を対象とし、異業種間の技能及び経営情報等の交換会（不定期）

④ 親睦会の開催

全会員を対象とし、相互の交流と親睦を推進する。

第6条 会議

① 総会

毎年1回定期的に開催し、事業及び会計の経過報告と役員承認等事項に付き議決する。

② 役員会

隔月に定例会を開催し、本会運営に関する必要事項を討議推進する。
また役員会は年度最終回までに役員選考及び推薦を行う。

③ 議長

前記①、②項に関する会議の議長は、会員の中より選出されたものがその任に当たる。

第7条 慶弔金

会員に慶弔が生じた場合は役員会において協議し決める。

第8条 会則の改廃

この会則の制定、改廃は総会の承認を得て行う。

付則（施行）

この会則は平成 4年4月1日から施行する。

この会則は平成19年4月9日から一部改正実施する。

この会則は平成21年4月6日から一部改正実施する。

この会則は平成23年4月25日から一部改正実施する。

この会則は平成29年4月3日から一部改正実施する。

*お願い=会員は、名簿の記載事項に変更があった場合や慶弔に関して、個人又は他の会員の情報を知りえた時は幹事まで速やかにご連絡下さい。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ管理・更新料 (4 月請求分)		
年月日	令和 3 年 4 月 13 日	~ 令和 年 月 日	金額 11,000 円

目的	県政関係の情報や政務活動の情報を報告する。
使途	ホームページ管理・更新料
政務活動・ 県政との 関連性	ホームページを通じ、県政の情報や政務活動の状況を広く県民に報告する。

《領収書貼付枠》

領収証

No.

中沢事務所 様 R3年4月13日

金額	¥ 11,000.-
----	------------

内 消費税等 HP更新料として 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

HISAGO #778

marukita きたがわ 酒店
 静岡市清水区船越 3-8-19 202
 北川 昌克
 TEL/FAX (054) 357-5594

支払者: 中澤通訓

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	11,000 円	100 %	11,000 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	インターネット接続料 (4 月請求分)		
年月日	令和 3 年 4 月 28 日	令和 年 月 日	金額 2,035 円

目的	政務活動上の情報収集に使用する。
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

17	3-03-10
18	3-03-29
19	3-04-07
20	3-04-12
21	3-04-15
22	3-04-28

(日専連 静岡) 自払 2,035

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	2,035 円	/	2,035 円
		100. %	

Webしずおかお支払明細書

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。今回の「お支払明細書」をお送りいたします。お手もとの、お客様控等とご照合ください。なお、合計額を下記の通り自動振替させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

お問合せ番号	
お支払い日	2021年 4月 28日
今月のお支払い金額	2,035 円

※お支払い口座へのご入金、お支払い日の前営業日までをお願いいたします。

お支払い口座	
金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
口座名義	ナカサヅワ ミチノリ

◆お支払いについてのお問合せ

日専連 静岡

〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-7-26
TEL 054-252-7188 FAX 054-252-7210
【お問合せ時間】 10:00~17:00

◆Webしずおかご利用についてのお問合せ

Webしずおか ☎ 0120-224-260

〒420-0034 静岡県静岡市葵区呉服町2丁目6番地の8 TOKAIビル
【お問合せ時間】 10:00~18:00 土・日・祝日 休み

◆Web閲覧への切替のお手続きについて

静岡ではご利用明細書のご案内方法を「葉書」から「Web」で閲覧できるサービスへ切替を推進しております。

下記の日専連静岡ホームページからご登録をお願いします。

<https://www.nissenren-shizuoka.co.jp>

※日専連静岡ホームページの「My 日専連静岡」(左上の箇所) をクリックし、必要事項をご登録ください。翌月から葉書でのご利用明細書の発送を停止いたします。葉書が必要な方は「Web」「紙」ともにご選択ください。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務費・人件費		
内容	リニア、山梨県視察、原興寺、家善行夜視察		
年月日	令和3年4月19日~令和3年4月20日	金額	27660円

目的	リニア一トニズに排出土の処理 1等
使途	交通費、かど料
政務活動・ 県政との 関連性	リニア建設における内題と調査 文化財、アスレチック施設を聴取

《領収書貼付枠》

4/19 静鉄 入江岡~新静岡	330	*
バス代	10000	
JR 西岐阜~岐阜	190	
宿泊 (ダイワロイネットホテル岐阜)	7600	
4/20 名鉄 岐阜~御嵩	880	
原興寺 かど料	500	
名鉄 御嵩~新可児 (徳和)	300	← 充当しなし。
JR 可児~美濃太田	190	
JR 美濃太田~静岡	7640	
静鉄 新静岡~入江岡	330	*

* 4/19及び4/20 静鉄(入江岡⇄新静岡)については、

3年4月 整理番号 4-16 参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	27660円	100%	27660円

手配旅行 行程表

作成日：2021年4月13日

団体名： 静岡県議会ふじのくに県民クラブ 様
 代表者： 阿部議員 様
 住所：
 連絡先： TEL FAX

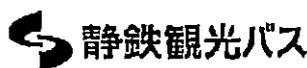
日程期間	2021年4月19日(月)
日帰り	
行き	岐阜県可児市・岐阜県庁 方面

日次	時間	行程
1	07:15	*07:15配車 静岡県庁==静岡SAスマートIC== (新東名高速) ==浜松SA (休憩・乗車有)
	07:30	07:30出発 08:30~08:45
		==豊田東JCT== (東海環状道) ==可児御嵩IC==可児市文化創造センターala
		10:20~12:30
		にて講演会聴講・昼食 ==御嵩町議員誘導により、御嵩町内リニア残土
		13:00~14:30
		置き場視察・その後御嵩町内リニア建設現場をバス車窓より視察==可児御嵩IC
		==関JCT==岐阜各務原IC==岐阜駅 (下車有) ==岐阜県庁訪問 (リニア担当者
4/19(月)	15:30	16:00~17:00
	との面談) ==岐阜各務原IC== (名神・東名高速) ==上郷SA==豊田東JCT==	
		18:10~18:25
	(新東名高速) ==浜松SA (下車有) ==静岡SAスマートIC==静岡県庁	
		19:10~19:25 20:30

備考 ●見積書有効期限:2021年4月19日

★お客様の安全確保のため、バス走行中のシートベルト着用にご協力願います。
 ★当社にて取扱の旅行には、死亡または後遺障害時(最高377万円)・入院日額(一日あたり5,000円)・通院日額(一日あたり3,000円)の静旅協補償制度に加入しております。

==	バス
—	JR・私鉄
~	船舶
+	ロープウェイ・ケーブルカー
>>	航空機
***	徒歩



【安全性評価認定制度】
認定事業者



静岡県知事登録国内旅行業E-354号 (一社)全国旅行業協会 正会員
 静岡ジョイステップバス株式会社
 営業部 旅行営業課
 〒425-0085 静岡県焼津市塩津294-5
 TEL: 054-639-7511 FAX: 054-639-7522
 旅行業務取扱管理者: [Redacted]
 担当者: [Redacted]

- 道路交通状況・天候等の事情により、コースおよび時間等に変更が生じる場合がございます。
- 上記行程は、2021年4月13日 現在の内容です。
- 【個人情報の取扱および第三者提供について】当社は、旅行申込の際に伺った個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただく他、お客様がお申し込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故等を担保する補償制度の手続き上、必要な範囲内で利用させていただきます。

御嵩町. リニア視察 バス代

郵貯 (350)
入札用紙 - 新静岡

領収書

中澤 通訓 様

¥ 10,000 (税込)

但し リニア PT 視察バス代として

令和 3年 4月 28日 上記正に領収いたしました。

静岡県議会 ふじのくに県民クラブ

会長 阿部 卓也



※ バス会社への支払いについて ふじのくに県民クラブ 会派 証拠書

3年 4月 整理番号 4-4 参照



JR
西山岐阜
S
山岐阜

宿泊(山岐阜)

№ 121737

領収書 中澤 通訓 様

金額 ¥ 7,600 ※

※金額を訂正したものは無効です

但し 宿泊代 駐車場代 その他 _____ として
上記の金額正に領収致しました

ダイワロイヤル株式会社
ダイワロイネットホテル 岐阜
〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町8丁目5番地
Tel 058-212-0055 Fax 058-212-0056

収入印紙

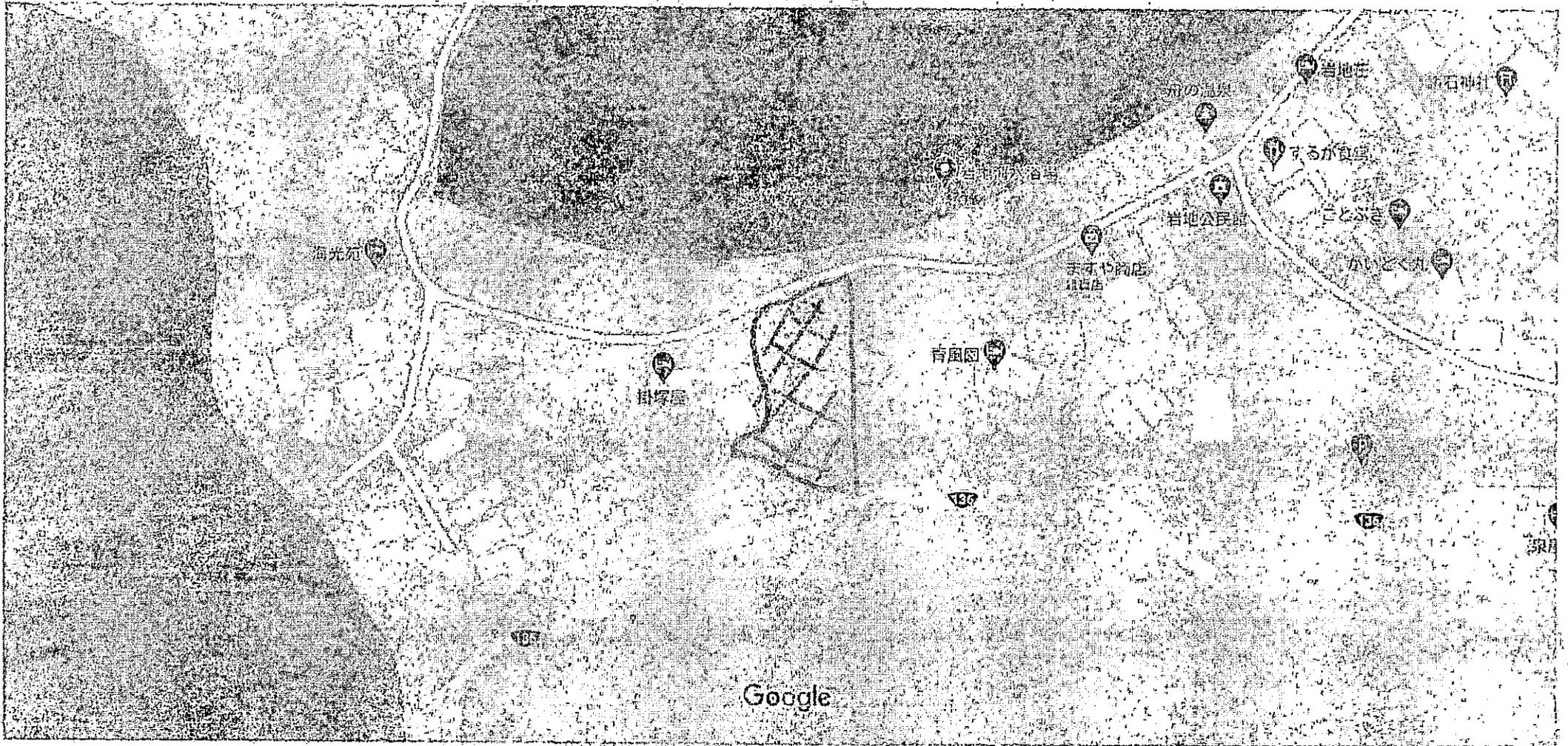
2021年 4月 19日

現金(¥) クレジット(¥)

発行者



Google



領 収 書 77302

様

金額: 880円

ただし、乗車券代として

上記の金額確かに領収いたしました。
種別: 現金

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

名古屋鉄道株式会社
名鉄岐阜発行

2021年-4月20日
08:58

0200

名鉄
岐阜
御嵩

支払者: 中澤通訓

領 収 証

様 令和3年 4月 20日

★ 500

但 令和3年 4月 20日 豊加半子

上記正に領収岐阜県河内郡御嵩町御嵩13771

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

大寺山 願興寺

〒505-01 TEL<05746>7-0386

願興寺
説明がたい

支払者: 中澤通訓

名鉄 御嵩 ~ 新可児 300

領収書が
ないので
充たない。

支払者: 中澤通訓

領収書

利用日付: 2021年04月20日

時刻: 12時13分

取引内容: 乗車券 金 190円

伝票番号: 30501

可児駅、券J.O.発行 JR東海

- この領収書は大切に保管してください。
- 毎度ありがとうございます。

JR
美濃太田
S
新可児
御嵩

名鉄
新可児
S
入札

駅No 530407 領収書No 18
窓口No 1

領 収 書

様

金額 ￥7,640円
[消費税等込み]

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2021年 4月20日
東海旅客鉄道株式会社

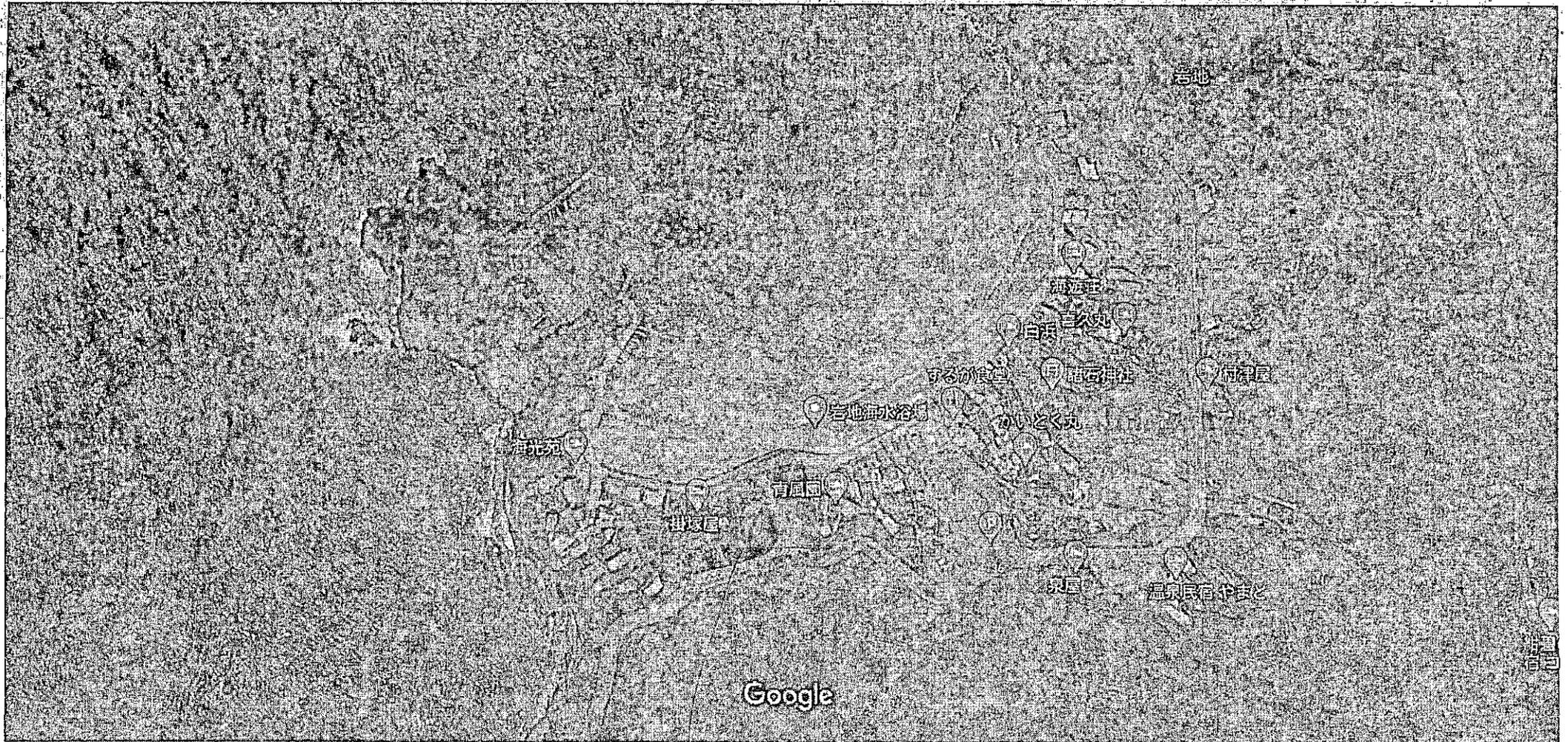
ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

美濃太田駅

現金出納社員

Google



画像 ©2020 Maxar Technologies、地図データ ©2020 100 m

岩地の二の作り

県外調査概要書

平成30年4月28日

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ
中澤 通訓

目的	岐阜県 御嵩町にあるリニアト2線に排土の 処理の問題を 隊の3防疫体制はどうか
年月日	R3.4.19~20
場所	岐阜県
内容	1 行程 岐阜～御嵩町～可児市 2 対応者 御嵩町役 岡本綾子氏 岐阜県 リニア推進課 原野孝幸氏 佐藤 1名 3 聴取内容 岐阜県はリニア推進の立場から岐阜は 正面には立ち上がり、所かOKと交渉。 静岡以上は資料を出さないと工事 進められない。 前回は対応者がモラルといえる。 途中での交渉は困難といえるので 4 県政への反映 問題は事前にしっかりと つまみこまかたでいえる。

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

願興寺

御嵩町は森林村である。中山道の要路であり、江戸時代は女衾の中心地であった。

願興寺は天台宗の祖である最澄(伝教大師)がここに施薬院を建立、華師如来像を奉祀。一条天皇の勅願により寺の礎が置かれた。

本堂が重要文化財であり、現在修復中。

宝物殿の24体が重要文化財。地蔵菩薩の権勢がしのばれる。

天台宗は墓地をもたないが、寺の維持が基盤にある。寺の維持が基盤にある。

寺宝の華師如来は「〇慶」の文字が好か。多分快慶ではこのこと。

「〇慶」では文科者の神師も

一部に在り、これらの維持が内務である。

本堂の改修は、10、11、12の寺の墓地を、その任務が、代、教職者など、自己資金と信者の寄附で約1億円の巨額。

今年、天台宗1200年遠忌記念特別展が内外不出の最澄像が東京国立博物館で開催。通常は13年12月の御開帳。

県政への反映

県内にも国宝、重要文化財がいくつか、いづれも保持管理が課題。護持会等に頼るべきだが、「中央の政」として行政の関与を明確にすることが必要であると述べている。

岐阜県視察報告

視察日 令和3年4月20日(火)

家畜防疫体制の状況

岐阜県農政部家畜防疫対策課 課長 高井 尚治様

中濃家畜保健衛生所 所長 浅井 礼子様

平成30年9月より13か月間 22例24施設で発生した、豚熱の発生状況とその処理について報告を受けた。

県内の50%の農場で発生し、岐阜県内の飼育頭数11.8万頭のうち7万頭を処分したとの事。野生のいのししからの感染であるとの事。

埋却状況を確認し、短期間のうちの作業の困難さを痛感した。

また、本年2月には鳥インフルエンザの発生もあり、その埋却状況も合わせて確認した。

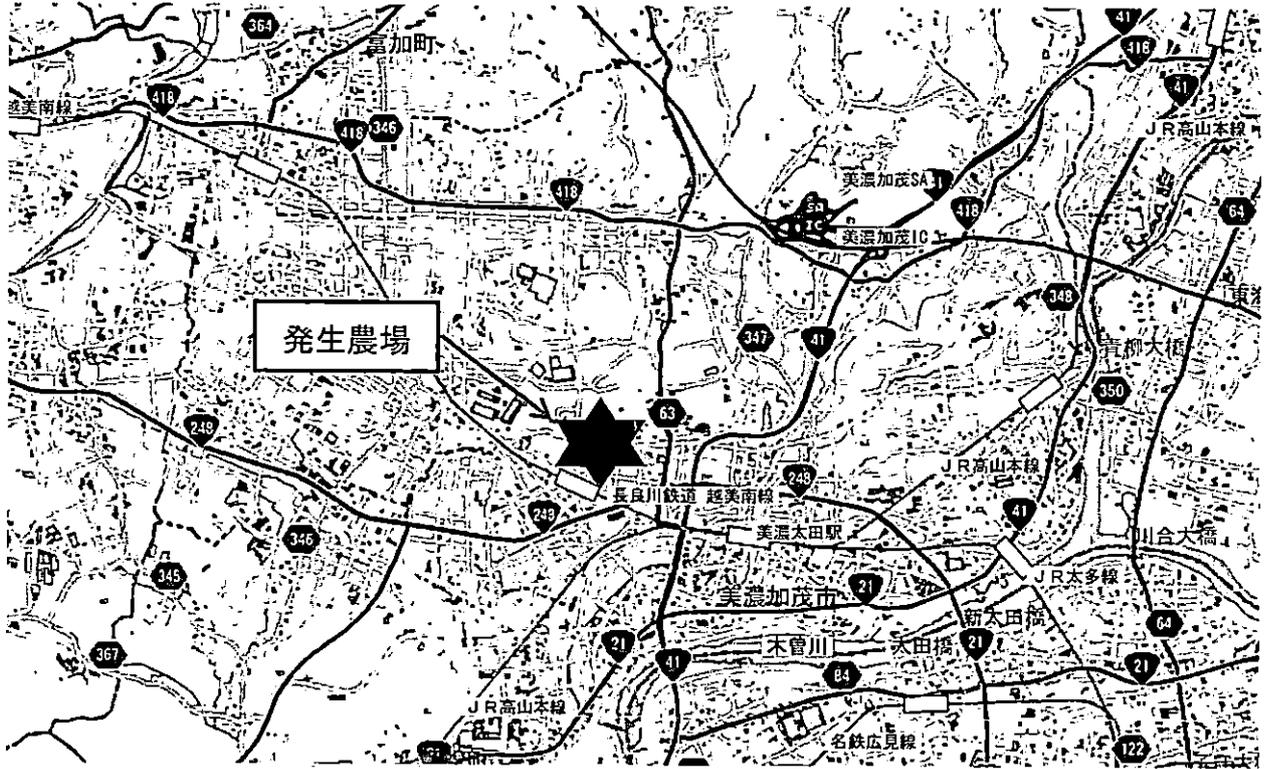
富士宮市には、採卵鶏が400万羽以上飼育されており、あつてはならないが、非常事態のために今後の参考にしていく。

80%は国が補償
20%は平常時の対応調査の結果による。

イノシシの進入を止めることが大事。
殺処分しか対応がないのは残念なこと。

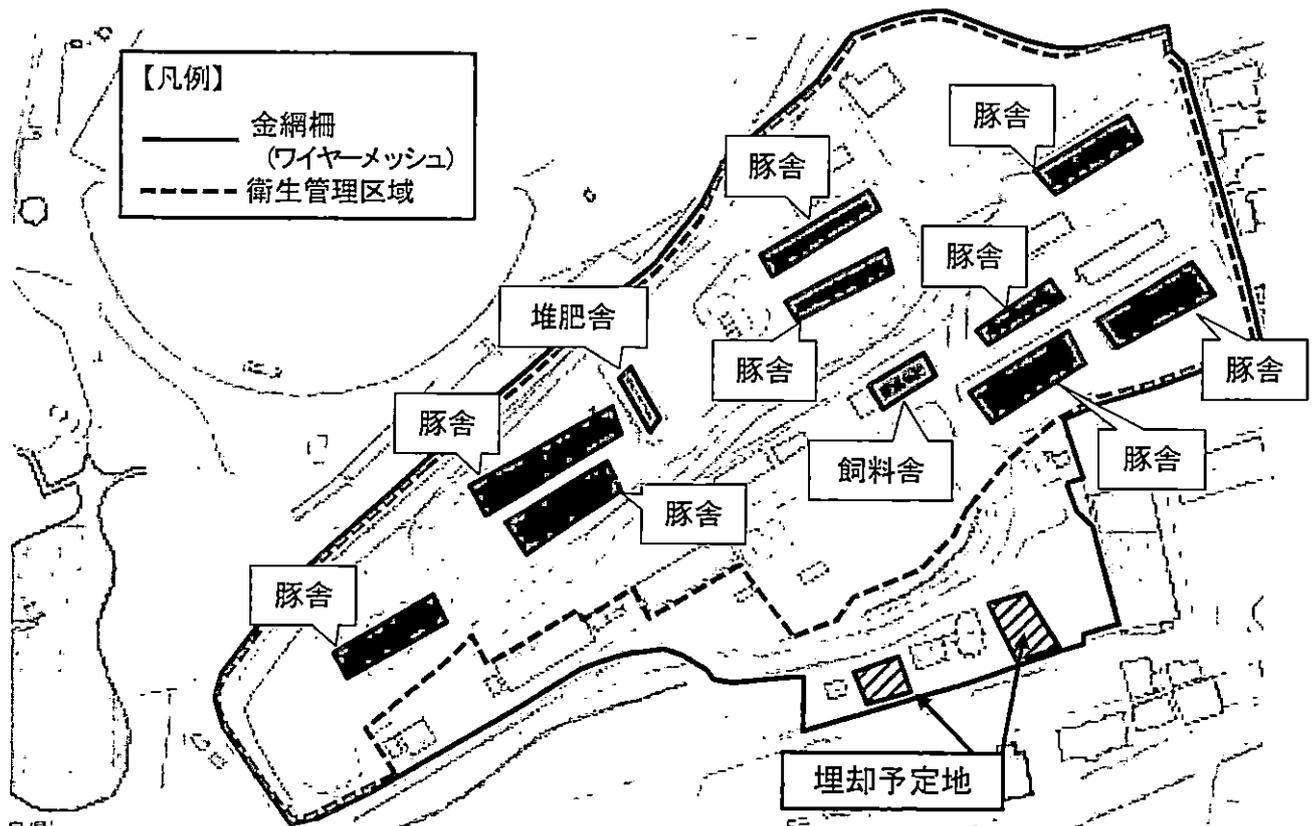
静岡県議会議員視察（令和3年4月20日）

＜発生農場：岐阜県畜産研究所（美濃加茂市前平町3-8）＞



飼養状況 繁殖豚67頭 子豚 424頭 合計 491頭

＜養豚場敷地図＞



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年4月1日~令和3年4月30日	金額	8250 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<領収書貼付枠> 別紙のとおり	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,250 円	100 %	8,250 円

個別履歴照会

作成日時: 2021/05/04 15:40

刻印番号
媒体タイプ
発行日
有効期限
ネガ情報

LULuCa(PASAR+POINT)
2014/03/03

(申請)

SF券種
SF属性
デポジット

一般バス・鉄道共通
大人
¥500

(停止)

フリガナ
氏名
郵便番号
住所

ナカザワ
中澤
〒424-0828
静岡県静岡市清水区千歳町
7-18

性別 男性
生年月日 1944/09/23 年齢 76 才
電話番号 (自宅) 054-352-5641
(携帯)

最終残高

定期券種
定期属性
発行日
適用期間
停留所(発)
停留所(発)
停留所(発)
停留所(発)
割引
割引
割引
割引

件明細ID	処理日時	機器	処理	金額	残額	未了	支払方法	詳細	停留所(発)	停留所(発)	割引	割引
3953	2021/04/30 17:12	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,690			新静岡 → 入江岡				
3952	2021/04/30 16:43	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,020			新静岡 →				
3951	2021/04/30 09:44	券売機	チャージ	¥1,000	¥2,020			新静岡		3号機		
3950	2021/04/30 09:44	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,020			入江岡 → 新静岡				
3949	2021/04/30 09:14	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,350			入江岡 →				
3948	2021/04/28 17:12	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,350			新静岡 → 入江岡				
3947	2021/04/28 16:45	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,680			新静岡 →				
3946	2021/04/28 11:43	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,680			新清水 → 新静岡				
3945	2021/04/28 11:16	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,010			新清水 →				
3944	2021/04/26 17:23	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,010			新静岡 → 入江岡				
3943	2021/04/26 16:58	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,340			新静岡 →				
3942	2021/04/26 11:18	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,340			入江岡 → 新静岡				
3941	2021/04/26 10:42	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,670			入江岡 →				
3940	2021/04/26 10:42	券売機	チャージ	¥2,000	¥2,670			入江岡		1号機		
[Redacted]												
3935	2021/04/23 17:12	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,990			新静岡 → 入江岡				
3934	2021/04/23 16:46	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,320			新静岡 →				
3933	2021/04/23 11:13	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,320			入江岡 → 新静岡				
3932	2021/04/23 10:45	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,650			入江岡 →				
[Redacted]												
3930	2021/04/21 19:43	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,650			新静岡 → 入江岡				
3929	2021/04/21 19:09	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,980			新静岡 →				
3928	2021/04/21 15:34	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,980			入江岡 → 新静岡				
3927	2021/04/21 15:05	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,310			入江岡 →				
[Redacted]												
3925	2021/04/20 18:16	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,310			新静岡 → 入江岡				
3924	2021/04/20 17:49	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,640			新静岡 →				
3923	2021/04/19 07:13	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,640			入江岡 → 新静岡				
3922	2021/04/19 06:44	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,970			入江岡 →				
[Redacted]												
3915	2021/04/15 17:23	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,710			新静岡 → 入江岡				

→ リニアPT 岐阜県視察 (整理番号 4-15)

件ID	処理日時	機器	処理	金額	残額	未了	支払方法	詳細
3914	2021/04/15 16:53	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,040			新静岡 →
3913	2021/04/15 16:52	券売機	チャージ	¥1,000	¥2,040			新静岡 → 1号機
3912	2021/04/14 21:52	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,040			新静岡 → 入江岡
3911	2021/04/14 21:17	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,370			新静岡 →
3910	2021/04/14 13:13	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,370			入江岡 → 新静岡
3909	2021/04/14 12:49	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,700			入江岡 →
3908	2021/04/13 17:23	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,700			新静岡 → 入江岡
3907	2021/04/13 16:57	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,030			新静岡 →
3906	2021/04/13 09:35	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,030			入江岡 → 新静岡
3905	2021/04/13 09:08	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,360			入江岡 →
3904	2021/04/12 21:07	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,360			新静岡 → 入江岡
3903	2021/04/12 20:43	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,690			新静岡 →
3902	2021/04/12 16:14	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,690			入江岡 → 新静岡
3901	2021/04/12 15:44	自動改札機	S F利用	¥0	¥3,020			入江岡 →
3900	2021/04/12 15:43	券売機	チャージ	¥1,000	¥3,020			入江岡 → 1号機
3899	2021/04/09 18:02	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,020			新静岡 → 入江岡
3898	2021/04/09 17:36	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,350			新静岡 →
3897	2021/04/09 13:44	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,350			入江岡 → 新静岡
3896	2021/04/09 13:16	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,680			入江岡 →
3895	2021/04/09 13:15	券売機	チャージ	¥2,000	¥2,680			入江岡 → 1号機
3894	2021/04/05 18:02	自動改札機	S F利用	¥330	¥680			新静岡 → 入江岡
3893	2021/04/05 17:38	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,010			新静岡 →
3892	2021/04/05 12:53	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,010			入江岡 → 新静岡
3891	2021/04/05 12:29	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,340			入江岡 →
3890	2021/04/02 16:42	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,340			新静岡 → 入江岡
3889	2021/04/02 16:11	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,670			新静岡 →
3888	2021/04/02 11:14	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,670			入江岡 → 新静岡
3887	2021/04/02 10:48	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,000			入江岡 →
3886	2021/04/01 17:23	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,000			新静岡 → 新清水
3885	2021/04/01 16:56	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,330			新静岡 →
3884	2021/04/01 10:23	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,330			入江岡 → 新静岡
3883	2021/04/01 09:57	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,660			入江岡 →

整理番号 4-17

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	491	18円 × 491 km / km	8838

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 中澤通訓

《領収書貼付枠》

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,838 円	100 %	8,838 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	職員給与 (4 月分)		
年月日	令和3年4月1日	~	令和3年4月30日
金額	44,692円		

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給料支払明細書

(3 年 4 月分)

殿

労働日数	時間	日	月	年	時	分
		10	4	3	10	18
基給						
所定時間外賃金						
家族手当						
交通費						
合計						89,385
健康保険料						
介護保険料						
厚生年金						
雇用保険料						
所得税						
住民税						
前払金						
合計						89,385
差引支給額						89,385



(事業所名)

101 時間 × 885 円 = 89,385 円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	89,385 円	1 / 2 %	44,692 円

政務活動事務雇用者出勤簿

4 月分	氏名	[Redacted]
------	----	------------

政務活動業務内容	政務活動関係書類作成 政務活動事務処理・事務連絡・来客応対
----------	-------------------------------

日	曜日	日付区分 (○等で表示)	勤務時間数
1	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
2	金	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	3
3	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
4	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
5	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
6	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	5
7	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	5
8	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
9	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
10	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
11	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
12	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
13	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
14	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	5
15	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
16	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
17	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	5
18	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
19	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
20	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
21	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
22	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
23	金	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
24	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
25	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
26	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
27	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
28	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
29	木	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
30	金	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
31		・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
計			101

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成30年4月30日
ふじのくに県民クラブ 中澤 眞 謹言

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (4月分)		
年月日	令和3年4月6日~令和	年月日	金額 11,550 円

目的	政務活動に必要な自動車のリース
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

09	03-03-15		
10	03-03-16		
11	03-03-22		
12	03-04-06	SMBC (ナカニホ)	23,100
13	03-04-07		
14	03-04-13		
15	03-04-15		
16	03-04-21		
17	03-05-06		

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と 私用	23100 円	1/2 %	11,550 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	コピー機リース料 (4月分)		
年 月 日	令和 3年 4月 7日	~ 令和 年 月 日	金 額 4,968 円

目 的	政務活動に必要なコピー機のリース
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

10	03-03-16		
11	03-03-22		
12	03-04-06		
13	03-04-07	HC)ヒナチC-NBL	9,936
14	03-04-13		
15	03-04-15		
16	03-04-21		
17	03-05-06		

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	9,936 円	1/2	4,968 円
		%	

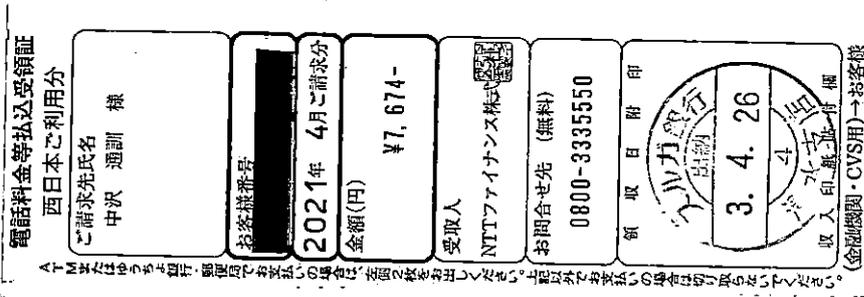
支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務所電話代 (NTT 4月請求分)		
年月日	令和3年 4月 26日~令和 年 月 日	金額	3837 円

目的	政務活動に使用する事務所電話代
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	7,674 円	1/2 %	3837 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読(静岡新聞)		
年月日	令和3年4月28日~令和 年 月 日	金額	3300円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
用途	3年4月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報も収集し、議会質問や政策の参考にする。

《領収書貼付枠》

3	03-03-04	200	
4	03-03-29	200	
5	03-03-29	200	
5	03-03-30	900	
7	03-04-05	200	
3	03-04-12	800	
3	03-04-27	200	
2	03-04-28	200	3,300 シミスシンフンテン

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
おはて政務活動	3300円	100%	3300円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	光熱水費 (電気代・水道代・)		
年月日	令和3年4月27日~令和	年月日	金額 9,625円

目的	政務活動事務所で使用する光熱水費
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

03-04-26		
03-04-26		
03-04-26		
03-04-26		
03-04-26		
03-04-27	19,250	19,250
03-04-27		
03-04-27		
03-04-27		
03-04-27		
03-04-28		
03-04-30		

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	19,250 円	1/2 %	9,625 円



料金後納郵便

424-0821

静岡市清水区 相生町 7-26

中澤 通訓様

ナカザワジムシヨ キヨウ 様



(2202030072600 11 034174 029186#)

見展 電気ご使用量のお知らせ

中部電力ミライズ株式会社

〒030-0861

青森市長島2丁目19-1 青森東京海上日動ビル4F

0120-985-232 (停電・電柱等の電気設備関連)

0120-921-691 (電気・ガスの開始・廃止申込)

0120-921-693 (契約の変更申込)

0570-048-155 (支払期限・方法等の料金関連)

0120-921-697 (上記以外の問い合わせ)

※停電・電柱等の電気設備関連のお問合せ先は、

中部電力パワーグリッド窓口に繋がる電話番号となります。

ここからゆっくりとはがしてご覧ください。

毎度お引立ていただきありがとうございます。

おなまえ ナカザワジムシヨ キヨウ 様

お客さま番号	[REDACTED]	日程	11
供給地点特定番号	0402202030072600000000		
契約種別	従量電灯B		
契約容量	30A	力率	
電気ご使用量のお知らせ 作成日令和 3年 4月14日			
令和 3年 4月分 の電気ご使用量を下記のとおりお知らせいたします。			
ご使用量	122 kWh		
計器番号	907 第1計器		
当月指示数	3038.0		
前月指示数	2916.2		
差引	121.8		

検針日 4月14日 ご使用期間 3月12日 ~ 4月13日
ご使用日数33日 記事

ご請求予定額 (うち消費税等相当額)	3,102円 282円	振替予定日 4月27日
[ご請求予定額内訳]		[前年同月実績]
基本料金	858円00銭	ご契約容量 30A
電力量料金 1段料金	1,896円00銭	ご使用量 55 kWh
電力量料金 2段料金	40円54銭	ご使用日数32日
(うち燃料費調整額 -639円28銭)		
初回引落割戻額	-55円00銭	
再エネ発電促進賦課金	363円	

[ご使用場内] 静岡県 静岡市清水区 相生町 7-26 セントラルビル キヨウ キョウドウ

燃料費調整単価 (税込) -5円24銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価 (税込) 2円98銭/kWh

5月分の ご案内	検針月日 5月17日 燃料費調整単価 (税込)	ご使用期間 4月14日~ 5月16日 -4円61銭/kWh
-------------	----------------------------	----------------------------------

424-0821
 静岡市清水区 相生町 7-26
 中澤 通訓様

中部電力ミライズ株式会社

ナカザワ ミチノリ 様

|||||
 (L11 005432 002/002 011303)

030-0861
 青森市長島2丁目19-1 青森東京海上日動ビル4F
 0120-985-232 (停電・電柱等の電気設備関連)
 0120-921-691 (電気・ガスの開始・廃止申込)
 0120-921-693 (契約の変更申込)
 0570-048-155 (支払期限・方法等の料金関連)
 0120-921-697 (上記以外の問い合わせ)
 ※停電・電柱等の電気設備関連のお問合せ先は、
 中部電力パワーグリッド窓口に関する電話番号となります。

作成日 令和 3年 4月14日

電気ご使用量のお知らせ

毎度お引立ていただきありがとうございます。

令和 3年 4月分

の電気ご使用量を下記のとおりお知らせいたします。

おなまえ ナカザワ ミチノリ 様

お客様番号	日程	契約種別	契約容量	力率	供給地点特定番号				
[黒塗り]	11	低圧電力	10kW	90%	040220	20300	0726	3100	0000
検計日	ご使用期間	ご使用日数	記事						
4月14日	3月12日~4月13日	33日							

ご使用量		107 kWh
計器番号071 第1計器		
当月指示数	11974.8	
前月指示数	11867.7	
差引	107.1	
[前年同月実績]		(ご使用日数32日 契約容量 10kW)
ご使用量	127 kWh	

ご請求予定額	12,279円
(うち消費税等相当額)	1,116円
振替予定日	4月27日
[ご請求予定額内訳]	
基本料金	10,868円00銭
電力量料金	1,093円54銭
(うち燃料費調整額 -560円68銭)	
再エネ発電促進賦課金	318円
燃料費調整単価(税込)	-5円24銭/kWh
再エネ発電促進賦課単価(税込)	2円98銭/kWh
翌月(5月分)のご案内	
検計日	5月17日
ご使用期間	4月14日~5月16日
燃料費調整単価(税込)	-4円61銭/kWh

[ご使用場所]
 静岡県 静岡市清水区 相生町 7-26 セントラルビル
 301

裏面ご案内もご覧ください。

※ 本状により集金することはありません。

424-0821

静岡市清水区 相生町 7-26
中澤 通訓様

中部電力ミライズ株式会社

ナカザワ ミチノリ 様

|||||
(L11 005432# 001/002 011304)

030-0861

青森市長島2丁目19-1 青森東京海上日動ビル4F
0120-985-232 (停電・電柱等の電気設備関連)
0120-921-691 (電気・ガスの開始・廃止申込)
0120-921-693 (契約の変更申込)
0570-048-155 (支払期限・方法等の料金関連)
0120-921-697 (上記以外の問い合わせ)

※停電・電柱等の電気設備関連のお問合せ先は、
中部電力パワーグリッド窓口に関する電話番号となります。

作成日 令和 3年 4月14日

電気ご使用量のお知らせ

毎度お引立ていただきありがとうございます。

令和 3年 4月分

の電気ご使用量を下記のとおりお知らせいたします。

おなまえ ナカザワ ミチノリ 様

お客さま番号	日程	契約種別	契約容量	力率	供給地点特定番号
██████████	11	従量電灯B	30A		0402202030072630000000
検計日	ご使用期間	ご使用日数	記事		
4月14日	3月12日～4月13日	33日			

ご使用量		155 kWh
計器番号577 第1計器		
当月指示数	8759.8	
前月指示数	8604.5	
差引	155.3	
[前年同月実績] (ご使用日数32日 契約容量 30A)		
ご使用量	172 kWh	

ご請求予定額	3,869円
(うち消費税等相当額)	351円
振替予定日	4月27日
[ご請求予定額内訳]	
基本料金	858円00銭
電力料金 1段料金	1,896円00銭
2段料金	709円45銭
(うち燃料費調整額 -812円20銭)	
初回引落割引額	-55円00銭
再エネ発電促進賦課金	461円
燃料費調整単価 (税込)	-5円24銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価 (税込)	2円98銭/kWh
翌月(5月分)のご案内	
検計日	5月17日
ご使用期間	4月14日～5月16日
燃料費調整単価 (税込)	-4円61銭/kWh

【ご使用場所】
静岡県 静岡市清水区 相生町 7-26 セントラルビル
301

裏面ご案内もご覧ください。

※ 本状により集金することはありません。